

令和2年度 第1回
松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和2年6月2日（火）午前10：00～

場所：松川町中央公民館 えみりあホール

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1) 令和元年度事業及び決算報告について （別紙1）〈P 1～〉

(2) 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)について 〈P 4～〉

(3) 生活交通確保維持改善計画(案)について （別紙2）

(4) 監査員の選出について

_____ 委員、 _____ 委員

(5) デマンド実証運行について （別紙3）（別紙4）

(6) 小中学生の通学定期券無料化等について 〈P 8～〉

4. その他

5. 今後のスケジュール

9月（予定） 第2回松川町地域公共交通対策協議会

12月（予定） 第3回松川町地域公共交通対策協議会

6. 閉会

松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役職	氏名	備考
松川町	町長	宮下 智博	会長
松川町社会福祉協議会	会長	水野 一昭	副会長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表	名子区長	西條 和男	
上片桐地区代表(区長会長)	上片桐区長	大澤 今男	
生田地区代表	生東区長	下澤 洋貞	
松川町商工会	会長	小澤 文人	
松川町女性団体連絡協議会	理事	吉澤 良子	
松川町福祉を考える会	会長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	芦澤 千恵子	
長野県南信州地域振興局	局長	丹羽 克寿	
長野県飯田建設事務所	所長	細川 容宏	
飯田警察署	署長	平賀 久則	
松川町建設課	課長	小沢 雅和	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	唐木 達也	
松川町教育委員会	教育長	高坂 敏昭	

事務局

松川町副町長	久保 友二	幹事長
松川町まちづくり政策課長	小木曾 雅彦	事務局長
松川町まちづくり政策課リニア・公共交通係長	佐々木 保	事務局員
松川町まちづくり政策課リニア・公共交通係	大澤 功治	事務局員

※ _____は今回より変更となった方

(1) 令和元年度事業及び決算報告について

1. コミュニティバス運行路線

路線名		運行事業者
通常便	M 8 大島循環（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 2 上片桐循環（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 4 生田循環 峠部奈線（月・水・金曜日運行）	丸茂自動車有限会社
	M 5 生田循環 中山柄山線（火・木・土曜日運行）	丸茂自動車有限会社
	生田地区 デマンドタクシー（月～土曜日実証運行）	丸茂自動車有限会社
通学便	M 6 上片桐・大島通学便（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 3 部奈線（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 7 生田線（平日運行）	伊那バス株式会社

2. 利用状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

○全体の利用者数は26,596人で、昨年度と比較して5,295人（△16.6%）減少。

- ・うち通常便の利用者は10,643人で、昨年度と比較して1,893人（△15.1%）減少。
- ・うち通学便の利用者は15,684人で、昨年度と比較して3,670人（△19.0%）減少。
- ・うち実証運行中（令和2年1月6日～3月31日）の生田地区 デマンドタクシーは、月平均約90人が利用。

3. 主な事業

(1) 令和元年度の主な事業

平成31年4月から実施

【大島循環】

- ・「中塚医院」の停留回数を増加。（4回→7回）

【生田循環 峠部奈線、生田循環 中山柄山線】

- ・生田地区のほぼ全域と部奈、福与地区の一部地域を「フリー乗降区間」に設定。

【生田循環 中山柄山線】

- ・「キラヤ前」の停留回数を増加。（4回→7回）

令和2年1月から実施

【生田循環】

- ・一部の便をデマンドタクシーに変更して実証運行を開始。これに伴い、生田循環（峠部奈線・中山柄山線）の3便・4便・5便を廃止。

(2) 乗り方教室・説明会等におけるバスの周知

○バスの乗り方教室

社会福祉協議会主催の「一人ぐらし高齢者の会」に於いて、バスの利用方法等説明、バス乗車体験、デマンドタクシー実証運行の説明（生田地区）を実施。

大島地区、上片桐地区、生田地区にて開催 実施回数/3回 参加者数/32名

○説明会等におけるバスの周知

町が高齢者を対象に行っている各種説明会に於いて、コミュニティバスをPR。

- ア 後期高齢者説明会 実施回数/8回 参加者数/70名
- イ 介護保険制度等説明会 実施回数/9回 参加者数/61名
- ウ 一人暮らし全体交流会 実施回数/1回 参加者数/45名

○デマンドタクシー住民向け説明会

生田地区のサロンや自治会、区会などに於いて、デマンドタクシーの利用方法等を説明。
実施回数/20回 参加者数/339名

○中学校卒業予定生徒を持つ保護者を対象としたバスの利用促進案内

参観日など保護者が集まる日に中学校に於いて、通学定期券についての説明等、コミュニティバスをPR。

令和元年度 松川町地域公共交通対策協議会 決算書

歳入合計	52,077,173 円
歳出合計	52,077,173 円
差引残額	0 円

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	補正予算額	予算現額	決算額	比較増減	説明	
1	負担金			56,949,000	1,340,000	58,289,000	52,042,116	△ 6,246,884		
	1	負担金		56,949,000	1,340,000	58,289,000	52,042,116	△ 6,246,884		
		1	負担金	56,949,000	1,340,000	58,289,000	52,042,116	△ 6,246,884		
			1	負担金	56,949,000	1,340,000	58,289,000	52,042,116	△ 6,246,884	町負担金
2	繰越金			0	0	0	0	0		
	1	繰越金		0	0	0	0	0		
		1	繰越金	0	0	0	0	0		
			1	繰越金	0	0	0	0	前年度繰越金	
3	諸収入			20,000	0	20,000	35,057	15,057		
	1	諸収入		20,000	0	20,000	35,057	15,057		
		1	雑入	20,000	0	20,000	35,057	15,057		
			1	雑入	20,000	0	20,000	35,057	回数券収入・預金利息	
歳入合計				56,969,000	1,340,000	58,309,000	52,077,173	△ 6,231,827		

2 歳出

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	補正予算額	予算現額	決算額	比較増減	説明	
1	運営費			270,000	0	270,000	172,816	△ 97,184		
	1	会議費		200,000	0	200,000	90,000	△ 110,000		
		1	会議費	200,000	0	200,000	90,000	△ 110,000		
			1	報酬	200,000	0	200,000	90,000	△ 110,000	監査会、協議会委員報酬
	2	事務費		70,000	0	70,000	82,816	12,816		
		1	事務費	70,000	0	70,000	82,816	12,816		
			11	需用費	50,000	0	50,000	59,682	9,682	タクシー利用分
			12	役務費	20,000	0	20,000	23,134	3,134	振込手数料
2	事業費			56,699,000	1,340,000	58,039,000	51,904,357	△ 6,134,643		
	1	事業費		56,699,000	1,340,000	58,039,000	51,904,357	△ 6,134,643		
		1	事業費	56,699,000	1,340,000	58,039,000	51,904,357	△ 6,134,643		
			11	需用費	370,000	300,000	670,000	970,914	300,914	デマンド用車両改良、時刻表路線図印刷等
			12	役務費	16,000	0	16,000	15,700	△ 300	生田循環車両自動車税
			13	委託料	56,313,000	1,040,000	57,353,000	50,917,743	△ 6,435,257	運行委託料、国庫補助金等
3	予備費			0	0	0	0	0		
	1	予備費		0	0	0	0	0		
		1	予備費	0	0	0	0	0		
			1	予備費	0	0	0	0		
歳出合計				56,969,000	1,340,000	58,309,000	52,077,173	△ 6,231,827		

監査報告


令和元年度決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

令和2年4月30日

監査委員

小澤文人 

監査委員

林貞喜 

令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について

◆事業計画（案）

1. 基本方針

- (1) 生活のなかで必要とされている通学、通院、買物、清流苑利用者の交通手段として、誰もが利用できる公共交通を整備し、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。
- (2) 地域公共交通について住民との対話を深め、利用の促進やより良い運行・仕組みづくりに協働の視点を重視し取り組みます。

2. 運行路線及び運行事業者

	路線名	運行事業者
通常便	M 8 大島循環（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 2 上片桐循環（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 4 生田循環 峠部奈線（月・水・金曜日運行）	丸茂自動車有限会社
	M 5 生田循環 中山柄山線（火・木・土曜日運行）	丸茂自動車有限会社
	生田地区デマンドタクシー（月～土曜日実証運行）	丸茂自動車有限会社
通学便	M 6 上片桐・大島通学便（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 3 部奈線（平日運行）	伊那バス株式会社
	M 7 生田線（平日運行）	伊那バス株式会社

3. 運賃

定時定路線

- (1) 大人 200 円
- (2) 小人 100 円（小中高生）
- (3) 無料乗車できる方（下記対象者）
 - ア 小学校就学前の方
 - イ 上片桐地区（大沢南部・大沢北部）から中学校へ通学する生徒
 - ウ 生田地区から中央小学校へ通学する児童
 - エ 生田地区から中学校へ通学する生徒
 - オ 次のいずれかに該当する、本人及び生活扶助に利用する介護人の方
 - ① 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ② 要支援及び要介護認定の方
 - カ 65 歳以上の方
 - キ 障がい者福祉施設に通所の方

デマンドタクシー

- (1)大人 400 円
- (2)小人 300 円 (小中高生)
- (3)無料乗車券証明書を持っている 65 歳以上の方 200 円
- (4)無料乗車できる方 (下記対象者)
 - ア 小学校就学前の方
 - イ 身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保険福祉手帳をお持ちの方
 - ウ 要支援及び要介護認定の方
 - エ 障がい者福祉施設に通所の方

4. 定期券・回数券

- (1)高校生通学定期券
1ヶ月 (1,000 円) 3ヶ月 (3,000 円) 6ヶ月 (6,000 円)
- (2)小中学生通学定期券 ※上片桐・大島通学便のみ取扱い
1ヶ月 (1,000 円) 3ヶ月 (3,000 円) 6ヶ月 (6,000 円)
- (3)回数券
200 円券 11 枚綴り (販売価格 2,000 円)
100 円券 11 枚綴り (販売価格 1,000 円)

5. 時刻表・路線図 (別添参照)

6. 取組事業

- [継続] わかりやすい時刻表・路線図の作成、配布
- [継続] わかりやすいバス利用の周知
- [継続] 公共交通再編 (運行形態の見直し)
- [継続] 生田地区を対象にデマンド運行 (実証運行) の実施

[令和2年4月から実施]

【大島循環、上片桐循環、生田循環】

- ・大島・上片桐地区の一部地域を「フリー降車区間」に設定。

【大島循環、上片桐循環】

- ・「松川高校西」～「安田宅前」の間に、「清北」バス停を新設。
- ・「本陣」～「下小松川橋」間のルートを変更し、中間に「浦上住設前」バス停を新設。

【上片桐・大島通学便】

- ・JRへの乗換時間を確保するため、2便の時刻を調整。

7. 目標指標

路線名	R 2 目標利用者数	R 元 利用者数実績値
大島循環	4,000 人	2,833 人
上片桐循環	4,500 人	3,502 人
※ 上片桐・大島通学便	5,000 人	3,628 人
生田循環 峠部奈線	2,500 人	2,448 人
生田循環 中山柄山線	2,000 人	1,860 人
※ 生田線	7,500 人	5,580 人
※ 部奈線	8,500 人	6,476 人
計	34,000 人	26,327 人

※…学生利用が多い路線

令和2年度 松川町地域公共交通対策協議会会計 予算書(案)

歳入合計	60,319,000 円
歳出合計	60,319,000 円
差引残額	0 円

1 歳入

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明	
1	負担金			60,299,000	56,949,000	3,350,000		
	1	負担金		60,299,000	56,949,000	3,350,000		
		1	負担金	60,299,000	56,949,000	3,350,000		
			1	負担金	60,299,000	56,949,000	3,350,000	町負担金
2	繰越金			0	0	0		
	1	繰越金		0	0	0		
		1	繰越金	0	0	0		
			1	繰越金	0	0	前年度繰越金	
3	諸収入			20,000	20,000	0		
	1	諸収入		20,000	20,000	0		
		1	雑入	20,000	20,000	0		
			1	雑入	20,000	20,000	0	回数券・預金利息
歳入合計				60,319,000	56,969,000	3,350,000		

2 歳出

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明	
1	運営費			220,000	270,000	△ 50,000		
	1	会議費		150,000	200,000	△ 50,000		
		1	会議費	150,000	200,000	△ 50,000		
			1	報酬	200,000	△ 50,000	委員報酬	
	2	事務費		70,000	70,000	0		
		1	事務費	70,000	70,000	0		
			11	需用費	50,000	50,000	0	事務用品
			12	役務費	20,000	20,000	0	振込手数料
2	事業費			60,099,000	56,699,000	3,400,000		
	1	事業費		60,099,000	56,699,000	3,400,000		
		1	事業費	60,099,000	56,699,000	3,400,000		
			11	需用費	510,000	370,000	140,000	時刻表印刷、車両修繕費
			12	役務費	16,000	16,000	0	自動車税
			13	委託料	59,573,000	56,313,000	3,260,000	運行委託料+デマンド2台目配車
			18	備品購入費	0		0	
3	予備費			0	0	0		
	1	予備費		0	0	0		
		1	予備費	0	0	0		
			1	予備費	0	0		
歳出合計				60,319,000	56,969,000	3,350,000		

小中学生の通学定期券無料化等について

これまでの経過

平成 30 年 5 月 24 日	約 600 名の署名とともに、小中学生のコミュニティーバス利用の無料化を求める要望書（以下、要望書という。）が、大島区長と大島区育成会長の連名により提出される。
平成 30 年 5 月 31 日 令和元年 5 月 28 日	平成 30 年度第 1 回協議会および令和元年度第 1 回協議会にて、要望書について協議。 方向性：現状を継続していく。
令和元年 12 月 16 日	松川町行政の平等・公平を求める会より、再検討を求める要望書が提出される。
令和元年 12 月 25 日	令和元年度第 3 回協議会にて、要望書について協議。 方向性：結論はまともらず、次回に向けて検討を重ねていく。
令和 2 年 3 月 5 日	松川町行政の平等・公平を求める会より、再検討を求める要望書が提出される。通学定期券の通常便での使用を求める要望が追加。
令和 2 年 3 月 11 日	松川町行政の平等・公平を求める会より、再検討を求める要望書が提出される。
令和 2 年 3 月 17 日	令和元年度第 4 回協議会にて、要望書について協議。 (1) 通学定期券の無料化について、適正かどうか検討する。 (2) 通学定期券の通常便での使用を可能とする。 →(1)、(2)について承認。 方向性：どうすれば可能であるか、次の段階を検討する。 教育委員会でも話をし、報告させていただく。
令和 2 年 3 月 23 日	松川町行政の平等・公平を求める会より、再検討を求める要望書が提出される。

上記を踏まえ、教育委員会と話し合いを行い、以下のとおり進めていきたいと考えます。

実施案

1. 実施内容 小中学生の通学定期券の無料化および通学定期券を通常便で使用可能とする。
2. 理由 全町的な子育て支援の一貫として、保護者の時間的、金銭的負担を軽減し、より多くの子どもたちにコミュニティーバスを利用していただくため。
3. 開始予定日 令和 2 年 10 月 1 日
4. 対象 町内小中学校に通学する児童・生徒で、コミュニティーバスを通学のために利用することを希望する者。
5. 申請方法 無料乗車券交付申請書を各学校へ提出。

参考

松川町コミュニティバス通学定期券発売実績表
(令和元年度)

	小中学生
平成31年 4月	11,000
令和元年 5月	13,000
令和元年 6月	6,000
令和元年 7月	4,000
令和元年 8月	10,000
令和元年 9月	13,000
令和元年 10月	4,000
令和元年 11月	23,000
令和元年 12月	6,000
令和2年 1月	11,000
令和2年 2月	16,000
令和2年 3月	0
合 計	117,000

※定期券収入は、松川町地域公共交通対策協議会の収入となっています。

○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者

- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町総務課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。